平成２３年（フ）第２１４号
鳥取県米子市彦名町1335番地
債務者　小原　正義
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３号
徳島県海部郡牟岐町大字灘字大牟岐田71番地
債務者　沖吉ひろ子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2976番地
債務者　杉本　卓也
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１００９号
北九州市門司区松原２丁目２番７号
債務者　畑下　ミキ
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４３号
北九州市門司区西新町２丁目12番５号
債務者　秋田　　元
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２号
北九州市若松区今光１丁目15番21号
債務者　佐藤　誠二
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３号
北九州市若松区今光１丁目15番21号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県遠賀郡遠賀町旧停２丁目４番９号
債務者　野田美弥子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４２号
北九州市八幡西区清納１丁目２番18―２号
債務者　重岡　廣子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８号
宮崎市吉村町北原甲1464番地　フラワーコーポ春Ａ棟101号
債務者　曽根香奈子（旧姓宮崎・上野）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
宮崎県都城市都原町26番地１市営都原団地第48―10―123号
債務者　水口　文雄
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６号
宮崎県都城市久保原町４街区20号メゾンラフィーネ102、前住所宮崎県児湯郡新富町大字新田8240番地３
債務者　小林　圭子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川2813番地
債務者　小川　弘吉
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７号
鹿児島県霧島市隼人町姫城794番地１　カーサエルドラド101号、住民票上の住所鹿児島県霧島市隼人町姫城794番地１　パナガーデンエルドラド101号
債務者　鶴本　直幸
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
沖縄県那覇市西３丁目９番１―701号　県営三重城市街地住宅
債務者　伊藝美千子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２３８号
福島県郡山市喜久田町字松ケ作17番地の17
債務者　富塚　政孝
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６号
兵庫県明石市大久保町高丘７丁目69番地の９、旧住所岡山市中区長岡200番地の２
債務者　新井　友樹
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係